**京田辺市商工会中小企業事業継続支援金交付要綱**

# （趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、特に大きな影響を受けている市内中小企業者を支援するため、事業継続に必要な経費に対し中小企業事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

# （定義）

第２条　この要綱において、中小企業者とは中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者のことをいう。

# （支援対象者）

第３条　支援金の交付の対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、中小企業者で、次の各号の全てに該当するものとする。

(1)　法人にあっては京田辺市内に事業所を有する者、個人にあっては京田辺市内に住所を有する者

(2)　２０１９年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者

(3)　２０２０年１月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が５０％以上減少した月が存在すること。

# （支援金の額）

第４条　支援金の額は１事業者１０万円とし、予算の範囲内において支援金を交付する。

# （支援金の申請等）

第５条　支援金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、中小企業事業継続支援金交付申請書（様式第１号）を、本会に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請は、１の申請者につき１回を限度とする。

# （支援金の交付の決定等）

第６条　本会は、前条第１項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等をするものとし、その審査等の結果に基づき、支援金の交付又は不交付を決定するものとする。

　　なお、本会は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して支援金の交付を決定できるものとする。

２　本会は、支援金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

# （交付決定の取消し）

第７条　本会は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

 (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

 (2) 支援金の交付の条件に違反したとき。

 (3) この要綱の規定に違反したとき。

 (4) その他本会が不適当と認めたとき。

# （支援金の返還）

第８条 本会は、前条第１項の取消しを決定した場合、本会が別に定める期日までに返還を命ずるものとする。

# （立入検査等）

第９条　本会は、事業の適正を期すため必要があるときは、支援事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

# （書類の提出部数）

第１０条　この要綱により本会に提出する書類の部数は、請求書を除き原本（押印したもの）１部及びそのコピー１部とする。

# （補　則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、支援金交付に関して必要な事項は、本会が別に定める。

# 附　則

　この要綱は、令和２年５月１５日から適用する。